第２部　ふるさと石川の環境を守り育てるために

第１章　地球環境の保全

第１章では、私たちの生存基盤である恵み豊かな環境を、気候変動等によって大きく損なう可能性がある地球温暖化問題について、県民、事業者、行政それぞれによる地球温暖化対策に関する取組についてまとめています。

現状と課題

本県における温室効果ガスの排出量を部門別にみると、全国と比べて産業部門の排出割合が低く、県民生活に直結する家庭・運輸部門の排出割合が高い状況にあります。これまでも、環境マネジメントシステムへの取組や再生可能エネルギーの導入など県民、事業者、行政それぞれの立場で温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が積み重ねられていますが、これらの取組をより一層、県内全域に普及していくとともに、本県の特性を踏まえ省エネ型製品の積極的な導入や省エネ住宅の建設など家庭・運輸部門を中心としたエネルギー消費効率のさらなる向上に取り組んでいく必要があります。また、二酸化炭素の吸収・固定に向けた取組として、森林の適正管理を推進していく必要があります。

第１節　地球温暖化対策

第１　県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

１　地球温暖化の現況

＜カーボンニュートラル推進課＞

私たちが住む地球は、大気におおわれています。大気の中には微量の二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスと呼ばれるものが含まれており、この温室効果ガスが地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収し、大気を暖めて地球の気温を一定に保っています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2023年３月に取りまとめた第６次評価報告書統合報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことや、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに1.5℃上昇に達する。さらにはこの10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響をもつという内容になっています。

現状について、2019年の大気中の二酸化炭素濃度は410ppmで工業化前より約47%高くなり、世界平均気温（2011～2020年）は、産業革命前と比べて約1.1℃上昇したとしています。また、将来予測について、少なくとも温室効果ガスが大幅に減少しない限り21世紀中に1.5℃及び２℃を超えて上昇し、温暖化対策を導入しない最大排出量のシナリオでは今世紀末までに3.3～5.7℃上昇するとしています。

日本では、気象庁の観測によると年平均気温

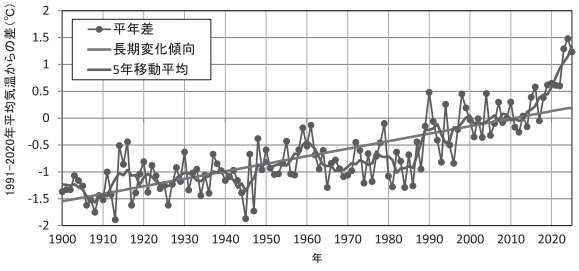


図１　日本の年平均気温の平年差の経年変化（1900～2025年）

はこの100年間で約1.44℃上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。また、石川県（金沢市）においては約1.8℃上昇しています。

この地球温暖化による人間社会や生態系への影響は計り知れません。

報告書では、ここ数十年の気候変動の影響として、水量や水質などの水資源への影響、陸域・淡水、海洋生物の生息域の変化、農作物への生産性の低下、また、近年の気象と気候の極端現象による影響などが現れているとしており、将来的な影響の可能性として、洪水による都市部の被害やインフラ等の機能停止のリスク、気温上昇や干ばつ等による食料システムの崩壊など、複数の分野や地域に及ぶリスクがあげられています。

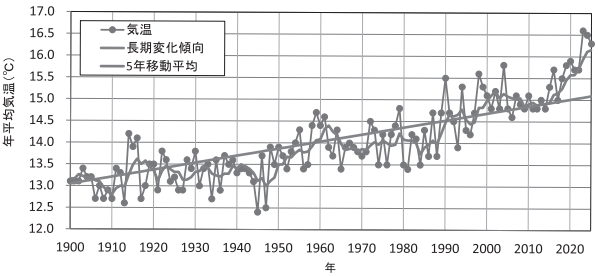


図２　金沢の年平均気温の経年変化
（1900～2025年）

２　国及び国際的な取組

＜カーボンニュートラル推進課＞

(1) 京都議定書（～2012年度）

温暖化が重大な地球規模の問題だと考えられはじめた1988年に、温暖化のメカニズムや温暖化による影響、温暖化対策を研究するために、世界各国の科学者が集まり「気候変動に関する政府間パネル（IPCC)」が設立されました。

また、1992年５月には、「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC)」が国連総会で採決されました。

そして、1997年12月にこの条約の第３回締約国会議（地球温暖化防止京都会議（COP３））が京都で開催され、「京都議定書」がまとめられました。

「京都議定書」では、「気候変動枠組条約」を批准した締約国のうち先進国（東欧を含む38ヵ国と欧州委員会）にそれぞれ目標量を示して６種の温室効果ガスの排出削減または抑制を義務づけ、達成時期を定めていました。日本の削減目標値は、2008年度から2012年度までの第一約束期間に1990年度レベルから6.0％削減と定められました。

日本の2012年度の温室効果ガス総排出量は、基準年の1990年度と比べると、6.5％の増加となっていましたが、森林吸収量と京都メカニズムクレジットの取得量を加味すると、京都議定書第一約束期間内の５カ年平均（2008年度から2012年度）では、基準年度と比べると8.7％の減少となり、京都議定書の目標（基準年比6.0％減）を達成しました。

(2) 2013年度以降の地球温暖化対策（2013年度～2020年度）

国は、京都議定書第二約束期間には参加しないこととし、また、2013年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意（COP16）を踏まえ、2020年までの削減目標を2005年度比で3.8％減とすることを表明しましたが、この目標は、今後エネルギー政策や電源構成の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定するとしたものでした。

(3) パリ協定（2015年度～）

2015年７月、新たな長期エネルギー需給見通しが示されたことを受け、地球温暖化対策推進本部において2030年度までに2013年度比で温室効果ガスの排出量を26％削減する「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

同年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、地球温暖化対策の歴史的な転換点のひとつとされる「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公

平かつ実効的な枠組みであり、地球の平均気温の上昇を２℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的としており、この目的を達成するため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することを目指しています。

国は、「パリ協定」の採択を受け、2016年５月に「日本の約束草案」の水準を中期目標とする「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

(4) 近年の地球温暖化対策

2018年10月のIPCC1.5℃特別報告書において将来の平均気温上昇を1.5℃に抑制するには、世界の二酸化炭素排出量を2050年頃には正味ゼロにする必要があることが報告されるとともに、パリ協定が2020年から本格運用を開始し、世界でカーボンニュートラルへの動きや気候変動問題への対応が加速度的に進んでいます。

国においては、菅内閣総理大臣（当時）が2020年10月の所信表明演説で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。さらに、2021年４月には、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明しました。

これらの実現のため、2021年５月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年カーボンニュートラルの基本理念が法定化されるとともに、地域の再エネ事業を推進するための計画・認定制度等が定められました。また、2021年10月に地球温暖化対策計画が改定され、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという温室効果ガス削減目標や、その目標達成のための対策・施策等が明記されました。

日本を含め世界の各国が2050年までのカーボンニュートラルを表明する中、国際的には、2021年10月31日から11月13日にかけて、英国・グラスゴーにおいて気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催され、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容等が盛り込まれました。

表１　石川県の部門別温室効果ガス排出量

（単位：万t－CO_2）

種類・部門＼年度		1990（H２）	2013（H25）	2014（H26）	2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）	2018（H30）	2019（R元）	2020（R２）	2021（R３）	2022（R４）	2023（R５）	増減率（2013比）	増減率（2022比）
二酸化炭素（CO_2）排出量		707	1,087	1,072	1,053	1,023	982	930	868	815	874	859	812	▲25.4%	▲5.5%
	産業部門（工場等）	246	229	214	245	242	226	220	199	201	247	195	213	▲6.8%	9.3%
	業務部門（商業・サービス・事業所等）	105	270	254	246	230	202	193	181	168	180	184	166	▲38.6%	▲9.7%
	家庭部門	126	273	282	260	241	253	215	192	186	188	204	179	▲34.4%	▲12.6%
	運輸部門（自動車等）	215	246	247	235	241	234	239	229	198	194	209	207	▲15.8%	▲0.6%
	その他 発電所等（エネルギー転換部門）	1	46	54	45	48	46	39	44	41	43	45	30	▲34.3%	▲32.8%
	その他 廃棄物焼却等	14	24	21	22	21	22	23	24	21	22	22	16	▲31.0%	▲25.3%
その他ガス排出量		77	57	50	51	52	49	51	48	49	55	50	50	▲12.2%	▲0.3%
	メタン	65	37	37	36	36	35	35	34	34	33	32	33	▲10.4%	3.5%
	一酸化二窒素	13	8	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	▲28.8%	▲10.2%
	フロン類	－	12	5	7	8	7	10	7	8	15	12	11	▲6.6%	▲5.5%
温室効果ガス　総排出量		784	1,144	1,122	1,104	1,075	1,032	982	916	864	928	909	862	▲24.7%	▲5.2%
吸収量		－	－	▲91	▲81	▲83	▲79	▲99	▲73	▲57	▲63	▲60	▲63	－	5%
温室効果ガス　総排出・吸収量		784	1,144	1,031	1,023	992	953	883	843	807	865	849	799	▲30.2%	▲5.9%
【参考】電力CO_2基礎排出係数（単位：kg-CO_2／kWh）		0.395※	0.628	0.640	0.615	0.624	0.574	0.526	0.497	0.465	0.484	0.499	0.481	－	－

※　1990（H２）は未調整基礎排出係数、2013（H25）以降は調整後排出係数を使用

さらに、2022年11月にエジプトで開催されたＣＯＰ27では、緩和、適応、ロス＆ダメージ、気候資金等の分野で、全締約国の気候変動対策の強化を求めること等が決定しました。また、2023年11月から12月にUAEで開催されたCOP28では、パリ協定の目標達成にあたり、「世界の気温上昇を1.5度に抑える」という目標まで隔たりがあること、1.5度目標に向けて行動と支援が必要であること等が決定しました。

国においては、2025年２月に地球温暖化対策計画を改定し、2035年度に温室効果ガスを2013年度から60％削減、2040年度に73％削減する目標が新たに示されました。

３　石川県の取組

＜カーボンニュートラル推進課＞

本県の部門別温室効果ガス排出量の推計値は、表１のとおりとなっています。

県では、平成16年４月１日に「ふるさと環境条例」を施行し、そのなかで、地球温暖化防止を図るため、家庭、業務（オフィス等）、産業（製造業等）、運輸（自動車等）の各部門における二酸化炭素排出抑制のための施策を盛り込みました。

令和２年３月に策定した「石川県環境総合計画」の中で、パリ協定の目標達成のため、2013年度（平成25年度）を基準とした2030年度（令和12年度）を目標年次とする温室効果ガス排出目標を設定しました。

2030年度の部門別の温室効果ガス排出削減目標

（単位：万ｔ-CO_2）

種類・部門 ＼ 年度			2030　目標（2013比）
二酸化炭素	産業部門（工場等）		143（▲38％）
	業務部門（商業・サービス・事業所等）		132（▲51％）
	家庭部門		93（▲66％）
	運輸部門（自動車等）		161（▲35％）
	その他	発電所等（エネルギー・転換部門）	24（▲47％）
		廃棄物焼却等	20（▲15％）
その他	メタン		33（▲11％）
	一酸化二窒素		7（▲17％）
	フロン類		7（▲44％）
温室効果ガス　総排出量			620（　－　）
吸収源			▲43（　－　）
合計（温室効果ガス　排出量・吸収量）			577（▲50％）

※端数処理の関係で各項目の和と一致しない場合がある。

令和４年９月、「ふるさと環境条例」を改正し、県民、事業者、行政等が密接に連携しながら、カーボンニュートラルの実現を目指すことを規定しました。あわせて「環境総合計画」を一部改定し、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で従来の30％から50％に大幅に引き上げるなど、温室効果ガスの削減目標を設定しました。

こうした削減目標の達成に向けて、令和４年を「いしかわカーボンニュートラル推進元年」と位置付け、取組を加速しています。具体的には、全国に比べて家庭部門や運輸部門の温室効果ガスの排出割合が高いという本県の特性を踏まえた取組を進めており、令和４年９月１日には、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、「2050年カーボンニュートラル宣言」を行いました。

「環境総合計画」の達成に向けて、庁内横断で総合的かつ計画的に取り組むため、令和５年にカーボンニュートラル推進本部を設置し、石川県の特性を踏まえた対策を強化しています。

(1) 県民の取組推進

①　いしかわ学校版環境ISOの普及推進

＜カーボンニュートラル推進課＞

平成13年度に、児童・生徒及び教職員が容易に、かつ効果的に環境保全活動に取り組むための指針「いしかわ学校版環境ISO」を策定しました。平成14年度から、この指針に基づき「環境行動計画」を作成し、ごみの減量化、二酸化炭素排出量の削減など環境保全活動に取り組む学校をいしかわ学校版環境ISO認定校として認定しています。

令和７年度は、小学校１校、中学校１校の計２校を認定し、令和７年度末の認定校は348校となりました。

また、幼児期から環境保全に対する意識を醸成するため、平成20年度からエコ保育所・幼稚園・認定こども園を認定しており、令和７年度末の認定園は222園になりました。

② いしかわ地域版環境 ISO の普及推進

＜カーボンニュートラル推進課＞

平成15年度に、公民館や町内会など地域全体で楽しく容易に自主的な環境保全活動を展開していくための指針「いしかわ地域版環境 ISO」を策定しました。

平成16年度から、この指針に基づき「環境行動計画」を作成し、実践する公民館や町内会等を認定地域として認定しています。

令和７年度末で105地域となっており、各地域では、地域全体が協力して環境保全活動を推進しています。

③ いしかわ家庭版環境 ISO の普及推進

＜カーボンニュートラル推進課＞

県では、家庭で楽しく容易に自主的な環境保全活動を展開していくための指針「いしかわ家庭版環境 ISO」を策定し、平成16年度から、省エネ・節電、省資源、ごみの削減に取り組む家庭を「エコファミリー」として認定を開始するとともに、平成21年度からは、エコチケットの交付により活動を支援するなど、本県独自の家庭版環境 ISO の全県的な普及を図っています。

平成24年度からは、家庭における省エネ・節電に関する取組を推進する「省エネ・節電アクションプラン」、平成26年度からは、保育所・幼稚園等に通う園児を対象にエコ活動の実践を呼びかける「いしかわエコレンジャー認定制度」を実施するとともに、令和６年度からは、近年の気候変動に伴い、本県でも熱中症による緊急搬送や大雨による災害が増加していることなどを踏まえ、熱中症予防や災害への備えなど気候変動への適応の取組の実践を呼びかける「気候変動対応アクションプラン」を推進しています。

これらの取組により令和７年度は、エコファミリーに5,192家庭、エコレンジャーに4,403人をそれぞれ認定して家庭での自主的な環境保全活動を推進しており、同年度末のエコファミリーは、143,930家庭となっています。

④ エコチケットによる地球温暖化防止活動への支援　＜カーボンニュートラル推進課＞

平成21年度から、いしかわ家庭版環境 ISO の裾野拡大と取組のステップアップを図るため、企業からの協賛金を原資として、家庭で実施した地球温暖化防止活動の取組に応じて県産農産物の購入などに使用できるエコチケットを交付しています。

⑤ 住宅の省エネ・創エネ化の促進

＜カーボンニュートラル推進課＞

県では、ZEH（Nearly　ZEH（省エネ20％以上＋創エネで75％～100％未満の削減）、ZEH Oriented（省エネ20％以上）を含む）の新築等を対象とした国の補助に上乗せした補助制度を令和４年度より行っています。令和７年度には、1,430件の支援を行いました。

また、令和６年度からは、環境省の地域脱炭素推進交付金を活用して、県内の住宅への太陽光発電設備導入を対象とする補助制度を行っており、令和７年度には232件の支援を行いました。

⑥ エコリビングの推進

＜カーボンニュートラル推進課＞

住宅の省エネ化については、地球温暖化対策の柱として位置づけられている重要な取組です。県では、平成21年度から、住宅の省エネ化に対応できる技術者の養成を目的としたエコ住宅に関する技術者養成講習会を開催し、講習会を修了した建築士を石川県エコ住宅アドバイザーに認定しています。なお令和４年度からは、ZEH 等の専門知識を加え、「ゼロエネ住宅アドバイザー」として認定し、令和８年３月末時点の認定数は293名となっています。

⑦ いしかわエコハウス

＜カーボンニュートラル推進課＞

最新の住宅省エネ技術と、伝統的な暮らしの知恵を取り入れた「いしかわエコハウス」を、平成22年４月にオープンしました。

いしかわエコハウスは、住宅・設備関連事業

者の知識や技術を高め、エコ製品の普及を目的としたエコモデル住宅で、「自然エネルギーを利用し、石川で快適に暮らす家」をコンセプトとしております。

高断熱、高気密の建物に加え、屋根に設置された太陽光パネルや太陽熱を利用した給湯設備、ヒートポンプ式床暖房などの住宅機器も、大幅な省エネに役立っています。

こうした最新の省エネ技術だけでなく、随所に取り入れられた伝統的な暮らしの知恵も、いしかわエコハウスの省エネと快適性の向上につながっています。

アプローチに取り入れられた深い庇は、強い日差しや風雪をさえぎり、外壁に張られた木製板（ルーバー）は、直射日光による外壁の温度上昇を防ぎます。ガラス屋根の縁側に備えられた可動式の布製庇（オーニング）を活用することで、冬は陽だまりに、夏は日陰になる快適な空間を作りだします。

障子部分が開閉可能な可動式間仕切りで室内通風をコントロールでき、通風の様子はシミュレーション画像で見ることができます。

さらに、令和５年度にはソーラーカーポートや高性能の断熱窓の導入によるZEH化に加え、次世代エネルギーである水素について学習できるスペースの設置、大型映像によるエネルギーの「見える化」など、最新の省エネ・創エネ技術を学ぶ場として、展示内容も強化し、令和６年４月にリニューアルオープンしました。

いしかわエコハウスは、モデルハウス機能に加え、県産材や地元住宅関連産業のショールームの役割も果たしており、オープン以来、約75,370人が来館されています（R８．３末）。

いしかわエコハウスの概要

建 設 地：金沢市鞍月２丁目１番地（工業試験場前）

建物規模：木造２階建て
延床面積約349m^2

特　　徴：高気密・高断熱（断熱材、二重ガラス窓）施工
住宅用太陽光発電パネル（段状に設置するパネル、屋根一体型のパネル）の設置
卓越風を考慮し、自然風を多く取り入れる工夫（建物の向き、窓の位置等）など



いしかわエコハウス

⑧　石川県地球温暖化防止活動推進センターの活動
＜カーボンニュートラル推進課＞

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議を石川県地球温暖化防止活動推進センターに指定しています。同センターでは、本県の地球温暖化防止活動の拠点として、地球温暖化防止活動推進員を対象としたスキルアップ研修会など、地球温暖化防止の普及啓発活動を行っています。

⑨　地球温暖化防止活動推進員の委嘱
＜カーボンニュートラル推進課＞

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止活動を推進する活動に強い熱意と識見、行動力を持った県民を地球温暖化防止活動推進員として委嘱しており、令和７年度末で95名となっています。

地球温暖化防止活動推進員の方々には、それぞれの地域において、地球温暖化の防止につながる具体的な取組の実践に向けた支援・助言をお願いしています。

⑩　環境配慮型の自動車の普及
＜カーボンニュートラル推進課＞

県では電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の購入に対し国の補助制度に上乗せした補助制度を実施しており、令和７年度は、電気自動車

348台、プラグインハイブリッド自動車275台へ補助を行いました。

また、EV等充電設備の設置も補助対象とし、令和７年度は、167件の補助を行いました。今後も補助制度を通じて電気自動車等の普及を進めていきます。

⑪　エコドライブの普及促進

＜カーボンニュートラル推進課＞

県では、運輸部門からの二酸化炭素排出削減を推進するため、エコドライブの実践・普及に取り組むエコドライブ推進事業所の認定などを通じて､エコドライブの普及促進に努めています。

⑫　資源とエネルギーを大切にする運動石川県推進会議の活動

＜カーボンニュートラル推進課＞

省資源・省エネルギー型ライフスタイルの定着を図っていくことは、地球温暖化防止活動の推進にとって重要なことです。

県では、県内各種団体で構成する「資源とエネルギーを大切にする運動石川県推進会議」を中心に省エネルギー活動などの啓発活動を行っています。

⑬　公共交通の利用促進

＜都市計画課＞

ア　観光期パーク・アンド・バスライドシステム

昭和63年度から、ゴールデンウィークにおける兼六園周辺の交通渋滞の緩和と観光客の円滑な輸送を目的に実施しており、二酸化炭素排出量の削減にもつながっています。

令和７年度においては、５月３日～５日の３日間実施し、2,116台の利用がありました。

イ　通勤時パーク・アンド・ライドシステム

金沢市都心部の交通渋滞を緩和するため、平成８年11月から、マイカー通勤者を対象に商業施設等の駐車場を活用し、路線バス等に乗り換えてもらうシステム（「Kパーク」）を実施しており、二酸化炭素排出量の削減にもつながっています。

令和８年３月末現在、19箇所で305台分の駐車場を確保し、利用登録者数は185人となっています。

⑭　「いしかわゼロカーボンの日」の制定

＜カーボンニュートラル推進課＞

県では、令和４年に、脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運を醸成するため、10月10日を「いしかわゼロカーボンの日」に制定しました。

令和７年10月10日は、いしかわゼロカーボンの日表彰式、いしかわカーボンニュートラル市町推進会議、脱炭素マッチングイベント、省エネ住宅セミナー、脱炭素推進研修会、ライトダウンキャンペーン等の啓発イベントを開催しました。

⑮　いしかわ環境フェアの開催

環境に関する様々な展示や体験を通じて、人と環境の関わりについて理解を深めていただくことを目的として、いしかわ環境フェアを開催しています。

令和７年度の概要は次のとおりです。

期　　日　令和７年11月１日(土)２日(日)
会　　場　石川県産業展示館３号館
主　　催　いしかわ環境フェア実行委員会
　　(石川県･(公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議)
参 加 数　7,000人
参加団体　70団体
内　　容
○テーマ
　みんなで‼ストップ温暖化～「デコ活」カーボンニュートラルにつながる新しい豊かな暮らしへ～
○企業・団体出展コーナー
　民間団体、企業、大学、行政における地球温暖化防止活動や環境配慮型製品の展示、紹介
○体験・工作コーナー

自然素材等を利用した小物作り、エコ体験など
○エコライフの提案
・最新の電動自転車や電動モビリティの展示・試乗
・最新省エネ住宅設備の紹介
○表彰式等
環境月間、愛鳥週間ポスター表彰式

(2) 事業者の取組推進

事業所は温室効果ガスの排出が比較的多いことから、県では、事業者の取組を促進するため、さまざまな施策を講じています。

①　地球温暖化対策計画書の作成・提出制度
＜カーボンニュートラル推進課＞

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」では、エネルギーの使用量が原油換算で1,500kL 以上である工場等について、特にエネルギーの使用の合理化を推進する必要があるとして、エネルギー管理指定工場等に指定しています。

県では、「ふるさと環境条例」の規定により、エネルギー管理指定工場等を対象に、温室効果ガス排出量の抑制措置等を記載した地球温暖化対策計画書の作成・提出制度を設けています。

計画は３年計画であり、県では、その進捗状況を把握するため、計画書提出の翌年から、毎年、地球温暖化対策実施状況報告書の提出を受けています。

ア　令和７年度に提出された地球温暖化対策計画書の概要
○計画書提出事業所数　64
○削減目標（温室効果ガス排出量又は原単位）
・基準：令和６年度
・計画：令和７年～令和９年度の３年間

（目標：令和９年度）

削減目標	事業所数
３％未満	17
３％以上６％未満	37
６％以上	10
計	64

イ　令和４年度に提出された地球温暖化対策計画書の結果
○計画書提出事業所数　38
○削減目標の達成状況

（基準：令和３年度、目標：令和６年度）

削減目標	事業所数	目標達成事業所数
３％未満	10	8
３％以上６％未満	26	15
６％以上	2	1
計	38	24

○温室効果ガス排出の削減量　▲13千トン
※　令和３年度実績　295千トン
令和６年度実績　282千トン

ウ　令和７年度に提出された地球温暖化対策実施状況報告書
○排出量報告事業所数　143
○温室効果ガス排出量（令和６年度実績）の合計　1,755千トン
※参考
令和５年度実績　140事業所　1,718千トン
令和４年度実績　147事業所　2,000千トン

②　いしかわ事業者版環境 ISO の普及推進
＜カーボンニュートラル推進課＞

自主的・積極的に環境保全活動に取り組む事業者の裾野拡大のため、企業向け環境マネジメントシステムである ISO14001（国際規格）やエコアクション21（国の認証制度）への入門編として、省エネ活動等に取り組めるよう、平成19年度に「いしかわ事業者版環境 ISO」を策定しました。

さらに、令和７年度は二酸化炭素排出量の推移や傾向、月単位での前年比較などを分かりやすく可視化できる機能や、設備導入の簡易な効

果検証を行える機能を実装し、更なる利便性の向上を図りました。

企業等はこれを活動指針として「環境行動計画」を作成し、２年毎の更新時に評価し、県に報告することになっています。

令和７年度は新たに３事業所を登録し、同年度末現在の登録事業所数は894事業所となりました。

③　いしかわ工場・施設版環境ISOの普及促進　　＜カーボンニュートラル推進課＞

「いしかわ事業者版環境ISO」では、主にオフィスにおける、こまめな節電・節水、環境意識向上などを推進していますが、これらの取組に加え、ものづくり企業の好調な業績等を背景に、温室効果ガスの削減率が全国に比べ低くなっている工場や施設（製造業、宿泊施設、福祉施設、商業施設など）における設備機器の省エネ化などを推進するため、令和２年度に「いしかわ工場・施設版環境ISO」を創設しました。

令和７年度は新たに２事業所を登録し、同年度末現在の登録事業所数は183事業所となりました。

④　いしかわエコデザイン賞の贈賞

＜カーボンニュートラル推進課＞

脱炭素（地球温暖化対策）、自然共生、里山里海保全、資源循環（３R）、環境保全のための情報発信やパートナーシップなど、持続可能な社会の実現に向けて生み出された、石川発の優れた製品、サービス・建築及び教育・社会活動を育むことを目的に、平成23年度に「いしかわエコデザイン賞」を創設し、第15回いしかわエコデザイン賞2025では、製品領域、サービス・建築領域、教育・社会活動領域で12件を表彰しました。

(3) 再生可能エネルギーの利用促進

①　再生可能エネルギーの普及推進

＜カーボンニュートラル推進課＞

再生可能エネルギーは、環境に優しく、また、地球温暖化対策にも有効なものであり、今後、より一層の利用促進が望まれます。

②　バイオマス資源の利用促進

ア　木質バイオマスの利用促進

＜森林管理課＞

県では、未利用木質資源の利用を促進するため、木質バイオマスエネルギーの利用を推進することとしており、農林漁業まつり等を通じた普及啓発活動の実施やエネルギー利用施設の導入に対して支援しています。

また、県、（株）小松製作所、県森林組合連合会の三者で締結した「林業に関する包括連携協定」に基づき、かが森林組合が未利用の間伐材を木質チップ化し、コマツ粟津工場のバイオマスボイラーの燃料として利用する取組を進めており、この取組によるチップ利用量は令和７年度実績で年間2,937トンとなっています。

イ　農畜産廃棄物系バイオマスの利用促進

＜生産振興課・ブランド戦略課・畜産振興・防疫対策課＞

県では、農畜産廃棄物系バイオマスの利用を促進するため、高品質たい肥の生産指導や、生産したたい肥を販売する際に必要な肥料の登録に関する助言などを行っています。また、水田や畑でのたい肥の利用拡大を進めることで、土づくり・資源循環を基本とした持続性の高い農業生産を推進しています。

③　土地改良施設を活用した再生可能エネルギーの導入促進

＜農業基盤課＞

県では、土地改良施設を活用した発電施設を整備することにより、県内の未利用エネルギーを最大限活用し、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進するとともに、売電収入による土地改良区の経営改善等のため農業用水を活用した小水力発電を支援しています。

④　木場潟公園東園地の整備と利用促進

＜公園緑地課＞

里山を学び、遊び、体験できる「新たな里山

再生のモデル」となる公園を目指し、整備を進め、令和５年４月に木場潟公園東園地を開設しました。

園内には、地下水冷暖房装置により、トマトなど年間を通して野菜の収穫体験ができる「農業体験ハウス」や間伐材を燃料として施設内の暖房に使用するなど資源の循環が学べる「里山資源再生ハウス」のほか、太陽光発電設備などが設けられており、国からは「次世代エネルギーパーク」に認定されています。

また、里山の恵みや再生可能エネルギーを子供から大人まで幅広い世代が楽しく学ぶことができる体験学習プログラムを用意しており、学校や地域の団体等の利用促進に努めています。

第２　県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

１　現状

＜カーボンニュートラル推進課＞

県では、「県庁グリーン化率先行動プラン」に基づき、省資源・省エネをはじめとするさまざまな地球温暖化防止の取組を行っています。（表２）

２　取組の方向性

＜カーボンニュートラル推進課＞

県庁グリーン化率先行動プランの目標の達成に向けて、県庁全体で主に次の取組を実行します。

(1) 省エネ・再エネ設備の導入等

① 2030（令和12）年度までに設置可能な県有施設の50％以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

② 既存設備を含めた県有施設全体のLED照明の導入割合を2030（令和12）年度までに100％とすることを目指します。

(2) 環境配慮型自動車の導入

公用車については、既存車両を含め、2030（令和12）年度までに全ての自動車を環境配慮型とすることを目指します（代替可能な環境配慮型がない場合等のほか、警察及び特殊車両を除く）。

(3) 電気、冷暖房等燃料使用量の削減

調の室内温度の適正化及び適正運転の徹底に努めます。

表２　県庁グリーン化率先行動プランの実績（出先機関や指定管理者制度導入施設を含む）

指標名	目標値	基準年度（平成25年度）実績	最新年度（令和７年度）実績	（基準年度比）
① 電気使用量 （再エネの自家消費分除く）	103,700 MWh	110,635 MWh	110,042 MWh (参考)再エネの自家消費分　295 MWh	（△1％）
② 冷暖房用等燃料使用量	エネルギー使用量（CO_2換算）　16,715 t-CO_2	エネルギー使用量（CO_2換算）　20,192 t-CO_2	エネルギー使用量（CO_2換算）　15,710 t-CO_2	（△22％）
		A重油　4,450 kL 灯油　2,453 kL 都市ガス　735千m^3 プロパンガス　58千m^3	A重油　2,196 kL 灯油　2,240 kL 都市ガス　1,845千m^3 プロパンガス　60千m^3	（△51％） （△9％） （＋150.9％） （＋4％）
③ 公用車の燃料使用量	エネルギー使用量（CO_2換算）　2,900 t-CO_2	エネルギー使用量（CO_2換算）　4,182 t-CO_2	エネルギー使用量（CO_2換算）　2,708 t-CO_2	（△35％）
		ガソリン　1,574 kL 軽油　206 kL	ガソリン　1,027 kL 軽油　126 kL	（△35％） （△39％）
④ 水使用量	890千m^3	982千m^3	896千m^3	（△9％）
⑤ 可燃ごみ排出量	1,110 t	1,328 t	1,380 t	（＋4％）
⑥ 用紙類の使用量	127,000千枚	144,067千枚	115,828千枚	（△20％）

温室効果ガス排出量の削減	△60％ （平成25年度比令和12年度目標）	平成25年度実績　93,852 t-CO_2	令和7年度実績　65,846 t-CO_2	（△30％）

※ 電力のCO_2排出係数については、令和６年度の北陸電力の調整後CO_2排出係数0.431を用いている。

(4) プラスチックごみの削減

率先して使い捨てプラスチックごみの削減に努めます。

(5) 用紙の使用量の削減

会議資料の電子化など、ペーパーレス化を推進します。

第３　緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

１　森林の整備・管理

＜森林管理課＞

森林による二酸化炭素の吸収・固定を推進するため、スギやアテなどの針葉樹を主体とした人工林約10万 ha 及び広葉樹を主体とした天然林の保安林４万 ha を合わせた14万 ha の森林について、樹木の生育状況に応じた整備や管理を推進するとともに、森林の循環利用に向けた県産材の利用促進に取り組んでいます。

令和７年度は、造林事業や治山事業等で年間653ha の間伐を実施することにより、40,959m^3の間伐材の生産と利用を行いました。また持続的な林業生産活動が可能となるよう、県産材の安定した供給体制づくりに向け高性能林業機械による低コスト間伐の推進や木材の加工流通施設の整備等に取り組みました。

２　森林整備活動による二酸化炭素吸収量の認証

＜森林管理課＞

企業やボランティア団体が社会貢献活動として森林整備活動を実施した際に、その活動の社会に対する貢献度を、二酸化炭素吸収量として認証する制度を、平成20年度から開始しました。

認証する二酸化炭素吸収量は、企業等が整備活動を行った森林において、１年間に吸収されると考えられる量です。企業等は、証書を社会貢献活動の証しとして、広く広報活動に用いることができ、これにより企業等による森づくり活動が促進されることを期待しています。

なお、企業等の森林整備活動をサポートした企業等には、森林整備サポート活動吸収証書を交付しています。

（令和７年度の認証状況）

・17団体を認証（うち１団体には、サポート活動吸収証書も交付）
・二酸化炭素吸収量合計　52トン

３　「Jークレジット制度」

＜森林管理課＞

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、県環境総合計画に位置付けた、企業等が排出した温室効果ガスを森林の吸収量で相殺する「Ｊ－クレジット制度」を令和４年度から県有林で進めております。

県有林のクレジットは、令和５年12月に販売を開始し、令和７年度末までに県内外の20企業・団体に計13,420ｔを販売しました。

売却したクレジットの収益は、県営林の森林整備など、本県の森林整備の促進に活用し、森林の有する公益的機能の維持増進につなげることでカーボンニュートラルの実現に寄与していきます。

第２節　気候変動の影響への適応

１　気候変動の現状

石川県（金沢市）の年平均気温は、100年あたりで1.8℃上昇しており、2025（令和７）年の平均気温は16.3℃、年間猛暑日は９日となっています。

今後、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、少なくとも今世紀半ばまでは世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなることが予測されています。

現状を上回る地球温暖化対策が取られないという前提条件のもとで気象庁が行った21世紀末の予測は以下のとおりです（４℃上昇シナリオの場合）。

石川県では、

①　年平均気温が約4.4℃上昇します。
②　日最高気温35℃以上となる猛暑日が年

間１日から約21日に増加します。

③　日最低気温０℃未満となる冬日が年間約51日から約５日となります。

北陸地方では、傘を差していても濡れるような雨（１時間降水量30mm 以上）の年間発生回数が約2.7倍に増加します。

東日本の日本海側では、年最深積雪が平均で約82％減少します。

気候変動の影響への対応には、温室効果ガスの排出削減により、その影響を「緩和」する対策のほか、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る「適応」があります。緩和策と適応策は、車の両輪と位置づけられます。

２　気候変動の影響

本県において現在生じている、もしくは将来生じる可能性がある気候変動の影響は以下のとおりです。

（１）農林水産業

①　気温上昇により、米やりんご、ぶどう、トマト等の収量・品質が低下するおそれがあります。

②　日本海の海水温上昇により、スルメイカやブリ、サワラなどの分布域の変化が見られており、漁業への影響が懸念されています。

（２）水環境・水資源

①　湖沼等の水環境について、将来的な水温上昇に伴い、水質の変化が生じる可能性が考えられます。

②　将来的な降水や降雪の変化に伴い、地下水を含む水資源への影響が考えられます。

（３）自然生態系

①　高山帯・亜高山帯では、将来的な気温上昇に伴い、高山植物の開花時期の早期化や多年性雪渓の減少・消失の可能性が考えられます。

②　ライチョウの生息適地の減少が指摘されています。

③　積雪量の減少等の影響により、イノシシの生息域が県内全域に拡大しています。

（４）自然災害

①　将来的な気温上昇に伴い、洪水発生リスクの上昇が示唆されています。

②　海面上昇や台風の強度の増加により、高潮や海岸侵食のリスクの上昇が示唆されています。

③　石川県では、１時間降水量50mm 以上の短時間強雨の発生頻度が増加しており、道路通行止めなどが発生し、交通網に支障が生じています。

（５）健康

①　夏季の気温上昇に伴い、熱中症による救急搬送者数が増加傾向にあります。

②　国内において、デング熱、チクングニア熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域が北上していることが示唆されています。

３　石川県気候変動適応センターによる情報の提供

令和２年度から、本県における気候変動の影響や適応に関する情報収集・発信等の拠点として、気候変動適応法第13条の規定により、地域気候変動適応センターを設置しています（現事務局：石川県カーボンニュートラル推進課）。

石川県気候変動適応センターでは、気候変動の影響や適応に関する情報を「いしかわ気候変動適応センター通信」を通じて発信しており、令和６年度は４回発信しました。

４　取組の方向性

気候変動の影響に対する適応策として、以下の取組を推進します。

（１）農林水産業

①　県立大学等との連携により、気温上昇による収量・品質の低下を防止するための新

品種・新技術の開発・普及に取り組みます。

② 海水温の上昇による分布域の変化や漁獲量の変化に応じた水産資源の適切な管理やICTを活用した養殖技術の開発・普及に取り組みます。

（2）水環境・水資源

① 湖沼等の公共用水域の水質の監視を行います。

② 地下水位、地盤変動の監視を行います。

（3）自然生態系

① 高山帯および亜高山帯でのモニタリングを継続して実施します。

② ライチョウの種の保存に貢献するため、いしかわ動物園での飼育・繁殖に取り組みます。

③ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟セミナーや捕獲技術習得研修等を実施します。

（4）自然災害

① 水害を未然に防ぐため、堤防整備や河川の拡幅などの抜本的な対策を行うとともに、即効性のある堆積土砂の除去等に取り組みます。

② 水害時の逃げ遅れを防ぐため、国が示す最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域図の作成・周知や、避難時間を確保するための堤防舗装の実施等に取り組みます。

③ 高潮・高波による海岸侵食に備え、海岸保全施設の維持管理を行うとともに、沖合施設や海岸防災林の計画的な整備を推進します。

④ 土石流・地すべり等に備え、市町と連携した警戒避難態勢の強化や、治山施設整備等を推進します。

⑤ 防災訓練による災害対応力強化や防災フェア等で災害への備えを啓発するなど、防災意識向上に継続的に取り組みます。

（5）健康

① 熱中症の予防策や注意点について、関係機関と情報交換するとともに、民間企業とも連携し、県民に対する周知徹底を図ります。

② 熱中症リスクへの対応強化を図るため、熱中症特別警戒アラート発表時以外においても指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の利用促進を図るとともに、県内の施設情報を一元的にデジタルマップ化し、情報発信を強化します。

③ 蚊媒介感染症について、関係機関と連携し、会議・研修会の開催や予防方法等の普及啓発等の対策を行います。

また、気候変動の予測、影響及び適応策等について、以下のとおり情報の収集・提供を行います。

① 県庁関係部局による連絡会において、各分野における適応情報を収集するとともに、国や他県の動向等の情報を共有します。

② 国や金沢地方気象台等との連携により、本県における気候変動の予測等の情報収集を行います。

③ 県民や事業者が適応策を検討・実施する際に役立つ、気候変動予測やその影響、各分野の適応策等について、積極的な情報発信を行います。

④ 太陽光発電の蓄電池や燃料電池等の再生可能エネルギーの活用は、脱炭素化のほかに、自立分散型電源として災害時のレジリエンス向上に寄与することも周知し、普及促進を図っていきます。